

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から同年6月まで

私は、昭和47年2月末日に会社を退職したあと、すぐにA市役所B出張所(当時)で国民年金の任意加入の手続をした。同出張所は自宅の近くにあったので、毎月保険料を出張所に支払いに行っていた。任意加入した後、3か月も保険料を納付せず7月から納付したとは考えられないし、仮に未納期間があったのならさかのぼって納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月末日に会社を退職したあと、すぐに自宅の近くにあったA市役所B出張所で任意加入し、同出張所に保険料を納付していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、昭和47年3月16日に国民年金に任意加入したあと、51年3月までの任意加入期間の国民年金保険料を、申立期間を除き、すべて現年度納付していることが確認でき、申立人の保険料の納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和47年2月17日に被扶養者となり、同年*月に第一子を出産しているものの、申立期間の保険料の納付が困難と考えられる生活上の変化は見当たらない。

さらに、国民年金に任意加入した月の昭和47年3月の保険料は納付済みであり、申立期間前後の保険料を納付しながら、申立期間の3か月のみが未納のままとなっているのは、上記の事情を踏まえると不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から44年3月まで

私は、それまで勤務していた研究所の雇用形態が昭和43年12月に変更されて、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、病気になった時に困ると思い、住所近くにあったA区役所の支所で国民健康保険の加入手続を行うとともに、国民年金にも加入した。申立期間の保険料は、よく利用していた勤務先の隣の郵便局で、手元にあった千円で納付したような記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ、4か月と短期間である上、国民年金の加入手続を昭和44年4月までに行った場合、現年度納付できる期間である。

また、申立人は、昭和43年12月17日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に、住所近くにあったA区役所の支所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を同時に行ったと申立てているところ、A区役所からは、「申立期間当時、申立人の住所の近くにはB出張所が存在し、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行っていた。また、国民健康保険の加入手続を行った者に対しては、国民年金の加入勧奨も行っていた。」と回答があり、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を手元にあった千円で納付したと申立てているところ、申立期間の保険料は950円であり、納付金額はおおむね一致している。

加えて、申立人が所持する昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの保険料の領収書によると、同年 5 月 31 日に当時の勤務先の隣にあった郵便局で現年度納付したことが確認できるほか、当該郵便局をよく利用していたと供述している申立人が、申立期間の保険料のみを、あえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、申立期間②のうち、平成13年12月は19万円、14年12月、15年1月及び同年3月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年3月31日から同年4月1日まで
② 平成3年3月1日から17年7月1日まで

私は平成3年3月から17年6月までの約15年間、B社又はA社に勤めていた。ずっと同じ会社に勤めていたのに、会社名がC社などに変わり、保険証も次々と変わるので不思議に思っていた。

申立期間①の平成12年3月は国民年金加入期間となっているが、私は国民年金の加入手続をした覚えは無く、A社に勤めていた。厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険加入期間として記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、当時、給与は30万円から35万円ぐらいもらっていたのに、標準報酬月額が20万円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人はA社において平成8

年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、12年3月31日に資格喪失、C社において同年4月1日に資格を取得している。

しかし、申立人の雇用保険の被保険者記録では、A社における離職日は平成12年3月31日、C社においては同年4月1日に資格を取得しており、両社に継続して勤務していることが確認できる。

また、A社及びC社の事業所は同一の所在地にあることが商業登記簿で確認でき、両社の事業主も同一人物であるとともに、申立人が所持する平成8年9月から10年9月までのA社における給与明細書には、同社での毎月の勤務日数のうち10日間はC社での勤務日数とする記載が見られ、申立人は、申立期間前後において、給与、勤務形態に変わりはないと供述している。

さらに、同僚は、「申立期間に厚生年金保険の資格喪失に伴い、国民年金に加入してほしい等の説明は無かったと思う。平成12年3月のみ控除額が低かったという記憶も無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年2月のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は得られていないが、事業主が資格喪失日を平成12年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人がA社において資格取得している平成8年9月の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立ての事業所では当月控除であったと推認できることから、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間②のうち、平成13年12月は19万円、

14年12月、15年1月及び同年3月は18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、上記期間を除く申立期間②のうち、申立人が給与明細書を所持している期間（平成4年2月、同年7月、同年9月から同年11月まで、5年1月、同年3月から6年1月まで、同年3月から同年8月まで、同年10月から同年12月まで、7年6月から同年8月まで、同年11月、8年1月から同年6月まで、同年9月、同年10月、同年12月、9年1月から10年9月まで、14年1月から同年5月まで、同年7月から同年9月まで、15年7月、同年8月、同年10月から同年12月まで、16年12月から17年3月まで）については、その給与明細書に記載されている厚生年金保険の保険料額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に基づく保険料額と同額又は低額であることが確認できるため、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められない。

また、申立人が給与明細書を所持していない期間（平成3年3月から4年1月まで、同年3月から同年6月まで、同年8月、同年12月、5年2月、6年2月、同年9月、7年1月から同年5月まで、同年9月、同年10月、同年12月、8年7月、同年8月、同年11月、10年10月から13年11月まで、14年6月、同年10月、同年11月、15年2月、同年4月から同年6月まで、同年9月、16年1月から同年11月まで、17年4月から同年6月まで）については、厚生年金保険料の控除額及び給与支給額などを確認できる資料が無い上、申立ての事業所の事業主からの回答が得られず、標準報酬月額を検証することができない。

このため、平成3年3月から13年11月までの期間、14年1月から同年11月までの期間、15年2月、同年4月から17年6月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が46年12月1日とされ、当該期間のうち、46年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格喪失日及び同社C営業所（現在は、D支店）における資格取得日を同年11月30日とし、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和44年にA社に入社し、現在も継続して勤務している。

昭和46年11月末日にB支店からC営業所に転勤した際の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が46年12月1日とされ、当該期間のうち、46年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、人事記録（個人台帳）、辞令及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立ての事業所に昭和44年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該辞令では、「昭和46年11月29日付、C営業所勤務を命ず。」とされており、申立人は、申立期間において、同社C営業所に勤務していること

が確認できることから、申立人の同社C営業所における資格取得日を昭和46年11月30日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における被保険者名簿の昭和46年12月の標準報酬月額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和63年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社で昭和62年8月3日から63年7月31日まで勤務したにもかかわらず、資格喪失日が63年7月31日とされている。

私が所持している昭和62年8月から63年7月までの給与支給明細書では厚生年金保険料が控除されており、雇用保険の離職票でも離職年月日(退職日)は、63年7月31日とされているので、資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立事業所から提出された「賃金台帳」により、申立人が、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細書における厚生年金保険料の控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和63年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年10月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、平成6年5月ごろに、A社会保険事務所（当時）から納付書が届いたので、未納となっていた国民年金保険料をB市にあったA社会保険事務所の窓口で支払い、その後は月々の保険料を金融機関で納めていた。

申立期間について、国民年金の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により平成8年2月26日となっていることから、申立期間は未加入期間とされ、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金記号番号が払い出されたのは、申立人の記号番号の前後の払出状況から平成8年5月以降と推測されるとともに、同年4月及び同年5月の保険料が同年5月28日に納付され、同年6月以降は毎月納付されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、平成13年に婚姻するまで、住所地及び姓に変更は無いことから、同一市町村で申立人に別の国民年金記号番号が払い出されることは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間について、市役所で国民年金の加入手続をした記憶は無く、社会保険事務所の窓口で現金で保険料を納付したと供述しているところ、申立人が申立期間以降に加入手続を行っていることが確認できる健康保険の任意継続被保険者の資格取得届出及び当該保険料の納付の記憶の可能性がうかがえ、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月

私は、昭和47年ごろ、勤務先の人に勧められて国民年金に加入した。51年ごろに実家に帰ってからの手続や保険料納付は父がしてくれていたと思う。

手元に昭和51年7月から9月までの国民年金保険料の領収書があるのに、同年9月の納付記録が無い。

年金事務所で、還付された記録があると説明されたが、自分には受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金保険料領収書により、昭和51年7月から同年9月までの3か月分の国民年金保険料が、同年9月28日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は昭和51年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得（資格取得届の処理は同年10月20日）しており、同年9月は厚生年金保険の加入期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳に「還付 51.9～/まで 1,400円（52.2.8）」と記載されており、昭和52年2月8日に還付決議がなされたものとみられ、還付決定期間、還付決定金額に誤りは無く、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は同年2月28日であることから、還付処理がなされた時期には過誤納となった保険料を充当できる期間はない。

さらに、申立人は「家計の管理は父がしていた。」と供述しており、申立期間の保険料納付にも関与していないことから、申立期間に係る保険料の還付についても申立人の父が受領している可能性が高いが、申立人の父は既に死亡しており、当時の状況は不明である上、ほかに申立期間の保険料が還付されてい

ないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から同年10月まで

私は、昭和56年10月に結婚したが、20歳になった時から結婚するまでの期間について、国民年金保険料を親が納付してくれていたと思う。親もあまりに前のことなので全く記憶が無いようだが、旧姓での加入記録を調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和61年4月から同年8月ごろに払い出されたものと推測され、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、結婚後の61年4月1日に第3号被保険者として資格取得している記録が確認できることから、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は20歳到達前の昭和56年1月に両親の実家のあるA県からB町に転入しており、20歳到達時に旧住所のA県では国民年金に加入できず、B町においても申立人の旧姓で別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していない上、申立人の両親も申立期間当時の記憶は無いとしており、国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な供述は得られず不明であり、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、昭和43年4月に会社を退職後、44年1月ごろに、自宅に市の集金人(女性)が来て国民年金に加入するよう勧められたため、夫婦で国民年金に加入した。

夫婦二人分の国民年金保険料を数回まとめて納付し、納付した保険料は、私の分より妻の方が多かった記憶がある。

納付した金額や保険料を納付したことを示す関連資料等は残っていないが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を数回まとめて納付し、納付した保険料は自分の分より妻の方が多かった記憶があるとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳の昭和44年度国民年金印紙検認記録により、申立人に係る保険料は昭和45年2月及び3月の2か月分が、申立人の妻に係る保険料は44年4月から45年3月までの12か月分が45年4月30日にまとめて現年度納付されていることが確認できることから、申立人が記憶する保険料は、これらの期間のものであると考えるのが自然である。

なお、申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和44年4月から45年1月分の保険料を、49年5月8日に第2回特例納付により納付していることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日は昭和44年2月24日と記載されていることが確認できる一方、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳には同年4月24日と記録されており、記録管理に相違がみられるものの、国民年金手帳の資格取得日を前提とした場合においても、申立期間の大部分は、

制度上、保険料を納付できない未加入期間である。

さらに、申立期間は申立人の妻も未加入期間であるとともに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

夫が昭和43年4月に会社を退職後、44年1月ごろ、自宅に市の集金人(女性)が来て国民年金に加入するよう勧められたため、夫婦で国民年金に加入した。

夫婦二人分の国民年金保険料を数回まとめて夫が納付し、納付した保険料は、夫の分より私の方が多かったと夫も記憶している。

納付した金額や保険料を納付したことを示す関連資料等が残っていないが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を数回まとめて納付し、納付した保険料は自分の分より妻の方が多かった記憶があるとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳の昭和44年度国民年金印紙検認記録により、申立人に係る保険料は昭和44年4月から45年3月までの12か月分が、申立人の夫に係る保険料は45年2月及び3月の2か月分が45年4月30日にまとめて現年度納付されていることが確認できることから、申立人の夫が記憶する保険料は、これらの期間のものであると考えるのが自然である。

なお、申立人の夫の国民年金被保険者台帳により、申立人の夫は44年4月から45年1月分の保険料を、49年5月8日に第2回特例納付により納付していることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和45年3月20日発行の国民年金手帳の資格取得日は、44年4月1日と記載されていることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間は申立人の夫も未加入期間であるとともに、申立期間の保

険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月及び同年5月

私は、会社を退職後、妻と共に国民年金に加入し、妻と二人分の国民年金保険料を納付した。平成15年分の所得税の確定申告書(以下「確定申告書」という。)にも国民年金保険料2万6,600円を支払保険料として記載しており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成15年分の確定申告書から同年中に国民年金保険料2万6,600円を納付したことが確認できる。

しかしながら、平成15年度の国民年金保険料額は月額1万3,300円であることから、確定申告書に記載されている保険料額は2か月分であることが確認できるところ、オンライン記録から申立人の妻は平成15年6月27日に2か月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、確定申告書から申立人の妻は申立人の所得税の控除対象配偶者となっていることが確認できることを踏まえると、当該国民年金保険料は申立人の妻のみの保険料と考えるのが自然である。

また、申立期間については、申立人は既に60歳になっていることから、国民年金は任意加入期間となるが、任意加入の手続を行う住所地の区役所又は住所地を管轄する社会保険事務所(当時)でも任意加入の手続を行ったことは確認できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 44 年 6 月まで

私は、昭和 43 年に A 社に入社したが、B 社の課長の勧誘により、同年 12 月ごろに同社に入社し、専属契約で 44 年 6 月まで勤務した。同じような条件で勤務していた A 社での厚生年金保険の加入記録があるのに、申立期間の加入記録が無いのはおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の事業主及び申立人が記憶する同僚などの供述により、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の記憶している同僚で、昭和 35 年 5 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日までの期間に申立ての事業所での加入記録のある当時の本社の係長は、「申立人は働いていたが、半年くらいで辞めたと思う。当時、月いくらの契約で雇っていた。」と供述し、申立ての事業所の事業主は、「申立人の名前に記憶があるが、勤めた期間は短期間だった。従業員は全員社会保険に加入させていたが、専属契約として雇った場合は、加入させていなかった。」としている。

また、昭和 28 年 12 月 1 日から平成元年 9 月 20 日までの期間に加入記録のある経理担当者は、「申立人の名前は記憶に無い。専属契約の者は従業員ではなく、厚生年金保険にも加入していなかった。人によって報酬の計算方法が違っていたが、専属契約の者の報酬は一般の従業員よりも高額だった。報酬は従業員の給与と同じ日に支給していた。」と供述している。

さらに、申立期間の前後に、同様の勤務していた別の同僚は、「専属契約の者は従業員ではなく、厚生年金保険に加入していなかったのもので、自分はその期間は国民年金に加入していた。申立期間は別の事業所に勤務していたが、その後、申立ての事業所で勤務し、昭和 48 年に同事業所の正社員になり厚生年金

保険に加入した。」としており、年金の加入記録も供述のとおりであることが確認できることから、申立期間当時、申立ての事業所では、申立人と同様の業務に従事していた者については、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたものと推測される。

加えて、申立ての事業所に係る被保険者原票を確認したが、昭和42年6月1日から45年9月10日までの期間における資格取得者14人の健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほかに、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 14 日から 52 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 1 月から 51 年 12 月まで、A 事業所で正規の職員として経理事務をしていた。
40 歳ぐらいの統括をしていた男性と女性の事務員の名前を覚えている。
厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立ての事業所は昭和 53 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、申立ての事業所で経理事務担当として給与の計算を行っていたが、厚生年金保険料を控除していたか否かは覚えていないとしており、申立ての事業所でも、記録が残っていないため当時の状況は不明であるとしている。

さらに、申立ての事業所が適用事業所となった昭和 53 年 8 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している被保険者に照会したところ、「私が上司に厚生年金保険に加入することをお願いして、昭和 53 年に社会保険事務所（当時）で手続をした。保険料はその時期から控除された。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間を含む昭和 44 年 1 月 2 日から 52 年 8 月 1 日まで国民年金に加入しており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は申立期間内である 50 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推測される。

このほかに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月から 24 年 6 月まで

私は、昭和 22 年 7 月ごろ、職業安定所で A 社 B 支店の課長を紹介され、同社で 2 年ぐらい勤務した。この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が記憶する同僚などの供述から、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により所在が確認できた被保険者に照会したところ、昭和 25 年 4 月 25 日に資格を取得している当時の経理担当者は、「自分は昭和 24 年に試験を受けて本社採用で入社した。当時の正社員は本社採用や支店採用などがあり、すぐに厚生年金保険に加入していたが、申立人の従事していた業務は、近所の人などを臨時で雇用することが多く、厚生年金保険にすぐには加入させていなかった。」としている。

また、昭和 21 年 4 月 1 日に申立ての事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している別の被保険者は、「自分は最初から正社員として入社し、勤務し始めた時期から厚生年金保険に加入した。」としている一方、申立人が記憶する同僚を含む 2 人は、「自分は昭和 23 年から勤務し、申立人と同様の業務に従事していたが、すぐには厚生年金保険には加入してもらえなかった。」と供述しており、両名とも勤務を開始した時期から、約 3 年後の 27 年に被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから、申立期間当時、申立ての事業所では、申立人と同様の業務に従事していた者については、勤務開始後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたものと推測される。

さらに、申立期間当時の事情を知っていると思われる、申立人が記憶する他の同僚については、特定できた者は既に死亡しているため供述は得られず、申立ての事業所の現在の担当者は、「各支店の当時の資料は保管しておらず、社会保険の加入状況も不明であり、申立人の在籍は確認できない。」としており、このほかに、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 16 日から 15 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間について、A社の役員として毎月 47 万円の給料を受けていたので標準報酬月額がさかのぼって訂正されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が平成 15 年 1 月 17 日に申立人が申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した 14 年 8 月 16 日にさかのぼって 56 万円から 20 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成 14 年分の所得税の確定申告書から申立期間において、56 万円の標準報酬月額に対する厚生年金保険料を給与から控除されていたことも確認できる。

しかしながら、B 社会保険事務所(当時)の保管する滞納処分票により、申立期間当時、申立事業所は社会保険料を滞納しており、同処分票には、申立人は、滞納保険料の納付について再三にわたり同社会保険事務所に指導を受けていることが確認できる上、平成 15 年 1 月 23 日付けで、代表取締役の標準報酬月額を 14 年 8 月から引き下げる旨の月額変更届を行うこと及び申立人の標準報酬月額を資格取得時にさかのぼって引き下げることにより新規保険料の発生を抑え滞納分の解消を行う旨の申立人の供述が記載されており、申立人は自身の年金記録の遡^{そきゅう}及訂正について承知していたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本から申立人は、申立期間当時、申立事業所の取締役であることが確認できる上、申立人の同僚に加え申立人自らも経理担当役員であったとしているところ、代表取締役は、「当時、経理関係をすべて任せていた申立人から滞納している保険料の解消のため、報酬の引き下げの話があった。

従業員報酬を下げるわけにはいかないの了承した。」との供述が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険料に関する事務等を担当する役員として、自らの標準報酬月額減額処理にいったん同意しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から24年6月1日まで
私は、昭和21年5月にAから復員して、同年9月にB市のC社に就職し、工場の2階に蚕棚のようにベッドを並べて寝起きしながらDを作る仕事をしていた。
しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年11月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる者の中から、住所が判明した9人に照会した結果、回答のあった7人のうち、2人は申立人の名前を覚えていると供述し、別の1人も、工場の様子について、申立人と同様の供述を行っていることから、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和21年9月1日から22年10月31日までの期間は、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、22年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している健康保険の番号の1番から160番までの者の中に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。また、申立人及び他の同僚が名前を記憶している同僚とされている者についても、同名簿に名前は見当たらない。

さらに、申立事業所の同僚（承継事業所の役職者）は、「正社員にしたなら、厚生年金保険の被保険者としていたが、創業当初は、幹部職員が故郷などから知己を呼んで働かせていたので、すべてが正社員ではなかったかもしれない。」と供述し、他の同僚（承継事業所の役員）は、「少なくとも会社名がE社に変

更になった昭和 27 年 6 月からは、社員全員を厚生年金保険に加入させ、毎月の給与から保険料を控除していたが、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述していることから、申立期間当時、申立事業所には正社員以外の従業員がおり、厚生年金保険への加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないとしており、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 41 年 2 月 17 日まで

私は、A 県で夫が取締役をしていた B 社に勤務していたが、離婚して C 県に戻り、D 社に勤務した。

私は、D 社での脱退手当金を受給したことは覚えているが、B 社での脱退手当金を受給したことは覚えておらず、その期間の脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 社を退職後に同社に係る脱退手当金のみを請求し、受給したと主張しているところ、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者期間は 7 か月であり、当時の脱退手当金の支給要件 (24 か月) を満たさない上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立事業所に係る厚生年金保険記号番号及び資格取得日 (昭和 35 年 3 月 1 日) が記載され、脱退手当金の支給額の計算の基礎となった期間として、申立期間である 71 か月が合算されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は申立人が受給を認めている期間と合わせて受給したものと認められる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所の後に勤務した D 社の被保険者原票には、「脱支給済」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給日とされている昭和 43 年 5 月 6 日は、申立人は厚生年金保険の被保険者ではないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 6 日から 30 年 9 月 21 日まで
② 昭和 30 年 9 月 21 日から 33 年 7 月 21 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたが、この期間について、昭和 33 年 10 月 21 日に脱退手当金を受給したとされている。

しかし、私は脱退手当金を受給した記憶はないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の記載ページから前後各5ページに記載されている脱退手当金の支給要件を満たし、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格喪失した同僚女性34人について脱退手当金の支給状況をみると、申立人を含む22人が厚生年金保険の被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主により脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年10月21日に支給決定されており、支給月数も支給対象期間と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①及び②は同一番号で管理されているところ、申立期間後において別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。